府中市私立幼稚園保育料等補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 ８ 年１０月２１日

府中市長　高　野　律　雄

府中市規則第６１号

府中市私立幼稚園保育料等補助金交付規則の一部を改正する規則

府中市私立幼稚園保育料等補助金交付規則（昭和４５年３月府中市規則第５号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（補助対象経費等） 第３条　省　略 ２～８　省　略 ９　省　略 ⑴　預かり保育を利用する３歳から５歳までの幼児（満３歳児を除く。）　４１０円に預かり保育の利用日数を乗じた額又は当該幼児の保護者が負担した額のいずれか少ない額（当該幼児が、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が８時間未満又は年間の開所日数が２００日未満の私立幼稚園等に在籍し、かつ、	（補助対象経費等） 第３条　省　略 ２～８　省　略 ９　省　略 ⑴　預かり保育を利用する３歳から５歳までの幼児（満３歳児を除く。）　４５０円に預かり保育の利用日数を乗じた額又は当該幼児の保護者が負担した額のいずれか少ない額（当該幼児が、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が８時間未満又は年間の開所日数が２００日未満の私立幼稚園等に在籍し、かつ、

当該私立幼稚園等以外の施設において幼稚園型一時預かり事業（一時預かり事業実施要綱（一時預かり事業の実施について（平成２７年７月１７日付文科初第２３８号及び雇児発０７１７第１１号）別紙）に基づき、区市町村が実施し、又は助成する幼稚園型一時預かり事業をいう。次号において同じ。）を利用した場合にあつては、当該額に当該事業の利用料を加算した額）。ただし、２２，６００円から子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号。次号において「令」という。）第１５条の６第２項第２号に規定する施設等利用費の額を減じた額を上限とする。

⑵　預かり保育を利用する満３歳児　９００円（当該満３歳児の保護者が支援法第３０条の５に規定する施設等利用給付認定（以下「給付認定」という。）を受けている場合にあつては、４１０円）に預かり保育の利用日数を乗じた額又は当該保護者が負担した額のいずれか少ない額（当該満３歳児が、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が８時間未満又は年間の開所日数が２００日未満の私立幼稚園等に在籍し、かつ、当該私立幼稚園等以外の施設において幼稚園型一時預かり事業を利用した場合にあつては、当該額に当該事業の利用料を加算した額）。ただし、

当該私立幼稚園等以外の施設において幼稚園型一時預かり事業（一時預かり事業実施要綱（一時預かり事業の実施について（平成２７年７月１７日付文科初第２３８号及び雇児発０７１７第１１号）別紙）に基づき、区市町村が実施し、又は助成する幼稚園型一時預かり事業をいう。次号において同じ。）を利用した場合にあつては、当該額に当該事業の利用料を加算した額）。ただし、２２，６００円から子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号。次号において「令」という。）第１５条の６第２項第２号に規定する施設等利用費の額を減じた額を上限とする。

⑵　預かり保育を利用する満３歳児　９００円（当該満３歳児の保護者が支援法第３０条の５に規定する施設等利用給付認定（以下「給付認定」という。）を受けている場合にあつては、４５０円）に預かり保育の利用日数を乗じた額又は当該保護者が負担した額のいずれか少ない額（当該満３歳児が、教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が８時間未満又は年間の開所日数が２００日未満の私立幼稚園等に在籍し、かつ、当該私立幼稚園等以外の施設において幼稚園型一時預かり事業を利用した場合にあつては、当該額に当該事業の利用料を加算した額）。ただし、

３２，６００円（当該満３歳児の保護者が給付認定を受けている場合にあつては、当該額から令第１５条の６第４項の規定により読み替えて準用する同条第２項第２号に規定する額を減じた額）を上限とする。

１０　省　略

１１　省　略

⑴　第１項第１号に規定する幼稚園を利用する場合　その月における満３歳の誕生日から起算した当該幼稚園の開所日数を当該月の平日の日数から差し引いた日数を当該月の平日の日数で除して得た割合を、第８項の規定により算出された額に乗じて得た額

⑵　省　略

１２　省　略

別表第２（第３条）

幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児１人あたりの補助金額（月額）

区分	保護者が属する世帯	第１子	第２子	第３子以降の子
１	省　略	２７，２００円	２７，２００円	２７，２００円
２		２４，２００円	２７，２００円	２７，２００円
３		２２，８００円	２２，８００円	２７，２００円

３２，６００円（当該満３歳児の保護者が給付認定を受けている場合にあつては、当該額から令第１５条の６第４項の規定により読み替えて準用する同条第２項第２号に規定する額を減じた額）を上限とする。

１０　省　略

１１　省　略

⑴　第１項第１号に規定する幼稚園を利用する場合　第８項の規定により算出された額から支援法に基づく施設等利用費を差し引いた額

⑵　省　略

１２　省　略

別表第２（第３条）

幼稚園類似の幼児施設に在籍する幼児１人あたりの補助金額（月額）

区分	保護者が属する世帯	第１子	第２子	第３子以降の子
１	省　略	２５，４００円	２５，４００円	２５，４００円
２		２２，４００円	２５，４００円	２５，４００円
３		２１，０００円	２１，０００円	２５，４００円

4		２２，８００円	２２，８００円	２６，６００円
5		２２，８００円	２２，８００円	２６，０００円
6		２２，８００円	２２，８００円	２２，８００円

備考　省　略

4		２１，０００円	２１，０００円	２４，８００円
5		２１，０００円	２１，０００円	２４，２００円
6		２１，０００円	２１，０００円	２１，０００円

備考　省　略

付　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市私立幼稚園保育料等補助金交付規則の規定は、令和８年１０月１日から適用する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の府中市私立幼稚園保育料等補助金交付規則の規定は、令和８年１０月以後の月分に係る補助金の額の算定における補助対象経費について適用し、同年９月以前の月分に係る補助金の額の算定における補助対象経費は、なお従前の例による。